

諮問庁：個人情報保護委員会委員長

諮問日：令和元年7月31日（令和元年（行情）諮問第196号）

答申日：令和2年10月27日（令和2年度（行情）答申第321号）

事件名：特定期間に個人情報保護委員会が文書で行った指導・助言・勧告について発出した文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」といい、これを具体的に特定した別紙の2に掲げる文書1及び文書2を、以下、順に「文書1」及び「文書2」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年6月21日付け個情第259号により個人情報保護委員会事務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示部分の開示を請求する。

2 審査請求の理由

不開示部分の開示を請求する。個人情報にかかる企業団体への指導等は、個人情報を保護する観点から、公にその概要を公表することが、個人が自分の情報を守る上で、個人の利益となると考える。非開示では何があったのか国民は全く知ることができず、知る権利に應えていない。加えて一部は公表しているにもかかわらず、ほかの一部を非公開とする平等性にも欠けており、国民の知る権利に十分に應えていない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件対象文書について

令和元年5月22日付け文書により請求人から個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に対して行われた行政文書の開示請求に対し、法9条1項の規定により、委員会が一部開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

2 原処分の妥当性について

原処分に係る開示請求は、特定期間に委員会が文書で行った指導・助言・勧告について発出した文書及び当該指導に係る事案の概要がわかる文書の開示を求めたものである。

当該請求に対して一部不開示とした部分のうち、個人情報の取扱いに関する指導・助言に係る文書（文書1）において、監督先におけるセキュリティ等に関する情報については、当該情報を公にすることで、セキュリティの脆弱性等を公表することに繋がることから、当該法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示としたものである。

また、当該請求に対して一部不開示とした部分のうち、個人情報の取扱いに関する指導・助言に係る文書（文書1）において、委員会における意思形成過程等に係る文書については、そのような文書を開示することにより、監督権限の行使について、率直な意見交換等に支障を及ぼすとともに、国民の間において混乱を招くおそれがあり、法5条5号に該当するため、不開示としたものである。

さらに、当該請求に対して一部不開示とした部分のうち、個人情報の取扱いに関する指導・助言に係る文書（文書1）において、監督先におけるセキュリティ等に関する情報については、当該情報を公にすることで、セキュリティの脆弱性等を公表することに繋がるとともに監督への協力が得られなくなるなど、今後の監督活動に支障を来すおそれがあり、法5条6号に該当するため、不開示としたものである。

また、当該請求に対して一部不開示とした部分のうち、特定個人情報の取扱いに関する指導・助言に係る文書（文書2）において、検査先におけるセキュリティ等に関する情報については、当該情報を公にすることで、セキュリティの脆弱性等を公表することに繋がることから、当該法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示としたものである。

さらに、当該請求に対して一部不開示とした部分のうち、特定個人情報の取扱いに関する指導・助言に係る文書（文書2）において、委員会における意思形成過程等に係る文書については、そのような文書を開示することにより、監督権限の行使について、率直な意見交換等に支障を及ぼすとともに、国民の間において混乱を招くおそれがあり、法5条5号に該当するため、不開示としたものである。

当該請求に対して一部不開示とした部分のうち、特定個人情報の取扱いに関する指導・助言に係る文書において、検査先におけるセキュリティ等に関する情報については、当該情報を公にすることで、セキュリティの脆弱性等を公表することに繋がるとともに検査への協力が得られなくなるなど、今後の検査活動に支障を来すおそれがあり、法5条6号に該当するため、不開示としたものである。

以上のことから、原処分は妥当であると考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年7月31日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月6日 審議
- ④ 令和2年9月11日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年10月23日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条2号イ、5号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分を開示するよう求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

不開示部分は、原処分において文書1及び文書2の①指導・助言に関する通知文書及び②事案の概要がわかる文書とされた部分であり、以下、順次検討する。

(1) 指導・助言に関する通知文書（法5条2号イ及び6号）について

ア 当審査会において本件対象文書を見分したところ、当該不開示部分は、文書1の通し頁の1頁ないし3頁（以下、通し頁について、単に頁数のみ記載する。）、6頁、7頁、10頁、13頁、15頁、17頁、26頁及び30頁は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）41条に基づき、文書2の31頁、41頁及び46頁ないし62頁は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）33条に基づき、それぞれ委員会が事業者及び法人等に発出した通知文書の一部であり、別表1の文書1に係る通番1ないし通番7、通番10ないし通番14、通番19ないし通番22、通番31ないし通番34、通番38ないし通番41、通番45ないし通番48、通番56ないし通番59及び通番65ないし通番68（以下「指導・助言に関する通知文書1の不開示部分」という。）並びに文書2に係る通番69ないし通番72、通番97ないし通番100及び通番105ないし通番114（以下「指導・助言に関する通知文書2の不開示部分」という。）の「不開示部分」欄記載のとおりと認められる。

イ 諮問庁は、上記アの不開示部分について、上記第3の2及び上記ア記載の各通番の「不開示理由」欄記載のとおり説明するところ、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、

次のとおり補足して説明する。

(ア) 指導・助言に関する通知文書 1 の不開示部分について

- a 「監督先におけるセキュリティ等に関する情報」とは、立入検査や漏えい報告などで把握した、個人情報を取り扱う上での問題点やそのおそれがある箇所（当該立入検査における個人情報の漏えいにつながりかねない安全管理措置の不備等）のほか、委員会が指導に至るまでの背景（当該立入検査先において講じている個人情報の安全管理措置の内容）等を指している。
- b 当該部分が公になった場合、立入検査先において、そもそも公になっていない個人情報に関する取扱要領等や当該取扱要領等に基づき実施されている、個人情報の取扱いに係る取組状況が一般的に公にされることが認識されることとなり、今後の立入検査先において、検査官の聴取や資料提出の際に、その内容が空疎・曖昧な内容に止められるほか、あえて報告等を行わないなどの措置がなされ、立入検査に非協力的・消極的な対応がなされ、今後の監督活動に支障を来すおそれがある。
- c また、指導を行った当該法人については、法令違反の疑いなど、業務上の問題点があったのではないかという憶測を招き、社会的地位を低下させるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(イ) 指導・助言に関する通知文書 2 の不開示部分について

- a 「検査先におけるセキュリティ等に関する情報」とは、立入検査や漏えい報告などで把握した、特定個人情報を取り扱う上での問題点やそのおそれがある箇所（当該立入検査における特定個人情報の漏えいにつながりかねない安全管理措置の不備等）のほか、委員会が指導に至るまでの背景（当該立入検査先において講じている特定個人情報の安全管理措置の内容）等を指している。
- b 当該部分が公になった場合、立入検査先において、そもそも公になっていない特定個人情報に関する取扱要領等や当該取扱要領等に基づき実施されている、特定個人情報の取扱いに係る取組状況が一般的に公にされることが認識されることとなり、今後の立入検査先において、検査官の聴取や資料提出の際に、その内容が空疎・曖昧な内容に止められるほか、あえて報告等を行わないなどの措置がなされ、立入検査に非協力的・消極的な対応がなされ、今後の検査活動に支障を来すおそれがある。
- c また、指導を行った当該法人については、法令違反の疑いなど、業務上の問題点があったのではないかという憶測を招き、社会的

地位を低下させるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

ウ そこで検討するに、下記エの部分を除く上記アの不開示部分には、立入検査や漏えい報告などで把握した個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の漏えいにつながりかねない安全管理措置の不備等のほか、当該立入検査先において講じている個人情報等の安全管理措置の内容等が詳細かつ具体的に記載されていると認められる。

そうすると、下記エを除く部分を公にすると、立入検査先において、本来非公開としている個人情報等の取扱いの状況が一般に公開されるものと認識され、今後、立入検査を受ける事業所等において、立入検査に非協力的又は消極的な対応がなされ、検査活動に支障を来すおそれがある旨の上記イの諮問庁の説明は、当該不開示部分の記載内容に照らせば不自然、不合理とまではいえない。

したがって、上記アの不開示部分のうち、下記エを除く部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ しかしながら、別表1に掲げる不開示部分のうち、別表2の通番1、通番6、通番12、通番21、通番33、通番40、通番47、通番58、通番67、通番71、通番99、通番107、通番108、通番112及び通番113の開示すべき部分欄に掲げる部分は、件名に係る情報並びに通知を実施することとなった背景事情及び根拠法令等に係る情報であり、定型的な記載であると認められる。

このため、当該部分を開示しても、通知文書の宛先が特定されることは考え難く、当該宛先である法人等の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、委員会の立入検査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) 事案の概要が分かる文書（法5条2号イ、5号及び6号）について

ア 当審査会において本件対象文書を見分したところ、当該不開示部分は、文書1の5頁、8頁、9頁、14頁、16頁、22頁、23頁、25頁及び27頁ないし29頁並びに文書2の42頁及び45頁は、情報漏えい事案の概要及び対処方針等について委員会事務局が整理した内部検討資料、文書1の11頁及び12頁並びに文書2の32頁及び33頁は、事業者及び市区町村が委員会に報告した情報漏えい事案の概要等に係る報告文書、文書2の34頁ないし40頁は、委員会から指摘を受けた機関の長が、当該指摘事項に対する改善状況を報告し

た文書の各一部であり、別表1の文書1に係る通番8，通番9，通番15ないし通番18，通番23ないし通番30，通番35ないし通番37，通番42ないし通番44，通番49ないし通番55及び通番60ないし通番64並びに文書2に係る通番73ないし通番96及び通番101ないし通番104の「不開示部分」欄記載のとおりであると認められる。

イ 諮問庁は、上記アの不開示部分について、上記第3の2及び上記ア記載の各通番の「不開示理由」欄記載のとおり説明するところ、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり補足して説明する。

(ア) 当該部分には、事案の概要や問題の所在、調査の進捗や今後の対応方針などが記載されているため、委員会の調査方法や考え方等を推測することができる。これが開示されることで今後、他の立入検査先が、委員会の立入検査における着眼点を事前に分析等することにより、証拠の隠匿や事実隠蔽等の対応がなされ、委員会による正確な事実の把握を困難にするおそれがある。あるいは、立入検査先において、そもそも公になっていない個人情報等に関する取扱要領等や当該取扱要領等に基づき実施されている、個人情報等の取扱いに係る取組状況が一般的に公にされることが認識されることとなり、今後の立入検査先において、検査官の聴取や資料提出の際に、その内容が空疎・曖昧な内容に止められるほか、あえて報告等を行わないなどの措置がなされ、立入検査に非協力的・消極的な対応がなされ、今後の検査活動等に支障を来すおそれがある。

(イ) 意思決定過程の部分が開示された場合、未確定の部分について、文書を見た国民の間で過度な不安が広がり、結果的には問題がなかったとしても関係各所に問合せが殺到するなどの混乱が生じる可能性がある。

(ウ) 他の地方公共団体や法人においても同様のセキュリティに関する問題が生じているのではないかと認識された場合、外部からの攻撃の足掛かりになるおそれも想定されることから、ひいては全国民の間で混乱が生じる可能性もある。

ウ そこで検討するに、下記エの部分を除く上記アの不開示部分には、委員会が立入検査で把握した問題点及び改善を要する事項並びに通知先における改善状況が具体的かつ詳細に記載されているものと認められる。

そうすると、下記エを除く部分を公にすると、今後、委員会から立入検査を受ける可能性のある他の立入検査先において、事前に当該情報の分析等をし、委員会の立入検査における着眼点等を把握する

ことにより、問題点の発覚を不正に免れるため、証拠の隠滅や事実隠蔽等の対策を講じることが可能となるなど、立入検査に係る事務に関し、委員会による正確な事実の把握を困難にするおそれや、立入検査に非協力的又は消極的な対応がなされ、今後の検査活動に支障を来すおそれがある旨の上記イの諮問庁の説明は、当該不開示部分の記載内容に照らせば、不自然、不合理とまではいえない。

したがって、上記アの不開示部分のうち、下記エを除く部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条2号イ及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ しかしながら、別表1に掲げる不開示部分のうち、別表2の通番84、通番85、通番93及び通番94の開示すべき部分に掲げる部分は、件名に係る情報並びに文書を発出することとなった背景事情及び根拠法令等に係る情報であり、定型的な記載であると認められる。

このため、当該部分を開示しても、文書の発出者が特定されるとは考え難く、委員会の立入検査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書(上記第2の2)において、本件対象文書の一部を公表しているにもかかわらず、ほかの一部を非公開とするのは平等性に欠けており、国民の知る権利に十分に応えていない旨主張する。

この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明する。

ア 委員会からの指導の事実を公にすることにより、指導を行った法人等に法令違反等業務上の問題点があったのではないかとの憶測を招き、社会的地位を低下させる等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないかを考慮して、公表の要否を判断している。

イ 事業者の中には、委員会と厚生労働省から指導を受けたことを自社のウェブサイトで公表しているものもあり、この点も含めて考慮している。

そこで検討するに、本件対象文書の不開示部分には、立入検査や漏えい報告等で把握した個人情報等の漏えいにつながりかねない安全管理措置の不備等のほか、当該立入検査先において講じている個人情報等の安全管理措置の内容等が詳細かつ具体的に記載されていると認められるほか、当審査会事務局職員をして本件対象文書で開示された情報につき、当該事業者等のウェブサイトを確認させたところ、委員会からの指導を

受けた事実を当該ウェブサイトで公表している法人等については、原処分において当該部分を開示していると認められ、諮問庁の上記イの説明内容と符合する。

以上を併せ考えると、上記の諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とまではいえないことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イ、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、別表2に掲げる部分を除く部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条2号イ及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨

別紙

1 本件対象文書

特定期間に委員会（個人情報保護委員会を指す。）が文書で行った指導・助言・勧告について発出した文書及び当該指導に係る事実の概要がわかる文書

2 処分庁が本件対象文書を具体的に特定した文書

文書1 個人情報の取扱いに関する指導・助言に係る文書

文書2 特定個人情報の取扱いに関する指導・助言に係る文書

別表1（不開示部分ごとの不開示理由）

（注）以下「不開示理由」欄において、

「監督先におけるセキュリティ等に関する情報であり、当該情報を公にすることで、セキュリティの脆弱性等を公表することに繋がることから、当該法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあるため。」を「理由①」といい、

「監督先におけるセキュリティ等に関する情報であり、当該情報を公にすることで、セキュリティの脆弱性等を公表することに繋がるとともに、監督への協力が得られなくなるなど、今後の監督活動に支障を来すおそれがあるため。」を「理由②」といい、

「意思形成過程等の文書を開示することにより、監督権限の行使について、率直な意見交換等に支障を及ぼすとともに、国民の間において混乱を招くおそれがあるため。」を「理由③」といい、

「検査先におけるセキュリティ等に関する情報であり、当該情報を公にすることで、セキュリティの脆弱性等を公表することに繋がるとともに、検査への協力が得られなくなるなど、今後の検査活動に支障を来すおそれがあるため。」を「理由④」といい、

「検査先におけるセキュリティ等に関する情報であり、当該情報を公にすることで、セキュリティの脆弱性等を公表することに繋がるとともに、当該法人の事業活動に不利益を与えるおそれがあるため。」を「理由⑤」という。

文書番号	通し頁	区分	通番	不開示部分	不開示内容の要旨	法5条の適用号	不開示理由
文書1	1	指導・助言に関する通知文書	1	件名の下 1行目ないし5行目	法人の利益に係る事項、事務の適正な遂行に係る事項	2号イ、6号	理由①及び理由②
			2	「記」の下 の1行目ないし12行目			
	2	同上	3	1行目ないし2行目	同上	同上	同上
	3	同上	4	文書番号及び日付	同上	同上	同上

		5	文書宛先			
		6	件名の下の 1行目ない し3行目			
		7	「記」の下 の1行目ない し15行目			
5	事案の概要がわかる文書	8	件名	法人の利益に係る事項、意思形成過程等に係る事項、事務の適正な遂行に係る事項	2号イ、5号、6号	理由①ないし理由③
		9	本文の1行目ないし28行目			
6	指導・助言に関する通知文書	10	日付	事務の適正な遂行に係る事項	6号	理由②
		11	文書宛先	法人の利益に係る事項、事務の適正な遂行に係る事項	2号イ、6号	理由①及び理由②
		12	件名			
		13	本文の全部			
7	同上	14	1行目ないし38行目	同上	同上	同上
8	事案の概要がわかる文書	15	件名	法人の利益に係る事項、意思形成過程等に係る事項、事務の適正な遂行に係る事項	2号イ、5号、6号	理由①ないし理由③
		16	本文1行目ないし8行目			
		17	表中の記載内容の全部			
9	同上	18	本文の全部	同上	同上	同上
10	指導・助言に関する	19	文書番号及び日付	法人の利益に係る事	2号イ、6号	理由①及び理

	る通知文書	20	文書宛先	項, 事務の適正な遂行に係る事項		由②
		21	件名の下 1行目ないし3行目			
		22	「記」の下 の1行目ないし14行目			
11	事案の概要がわかる文書	23	日付	意思形成過程等に係る事項, 事務の適正な遂行に係る事項	5号, 6号	理由②及び理由③
		24	組織名欄の記載内容部分	法人の利益に係る事項, 意思形成過程等に係る事項, 事務の適正な遂行に係る事項	2号イ, 5号, 6号	理由①ないし理由③
		25	担当部署欄の記載内容部分			
		26	担当者の氏名			
		27	所在地欄の記載内容部分			
		28	連絡先欄の電話番号			
		29	表中の記載内容部分の全部			
12	同上	30	表中の記載内容部分の全部			
13	指導・助言に関する通知文書	31	日付	事務の適正な遂行に係る事項	6号	理由②
		32	文書宛先	法人の利益	2号イ,	理由①

			3 3	件名	に 係 る 事 項, 事 務 の 適 正 な 遂 行 に 係 る 事 項	6 号	及 び 理 由 ②
			3 4	本 文 1 行 目 不 足 し 1 9 行 目			
	1 4	事 案 の 概 要 が わ か る 文 書	3 5	件 名	法 人 の 利 益 に 係 る 事 項, 意 思 形 成 過 程 等 に 係 る 事 項, 事 務 の 適 正 な 遂 行 に 係 る 事 項	2 号 イ, 5 号, 6 号	理 由 ① 不 足 し 理 由 ③
			3 6	日 付	意 思 形 成 過 程 等 に 係 る 事 項, 事 務 の 適 正 な 遂 行 に 係 る 事 項	5 号, 6 号	理 由 ② 及 び 理 由 ③
			3 7	本 文 の 1 行 目 不 足 し 3 9 行 目, 欄 外 の 記 載 内 容 部 分 の 一 部	法 人 の 利 益 に 係 る 事 項, 意 思 形 成 過 程 等 に 係 る 事 項, 事 務 の 適 正 な 遂 行 に 係 る 事 項	2 号 イ, 5 号, 6 号	理 由 ① 不 足 し 理 由 ③
	1 5	指 導 ・ 助 言 に 関 す る 通 知 文 書	3 8	日 付	事 務 の 適 正 な 遂 行 に 係 る 事 項	6 号	理 由 ②
			3 9	文 書 宛 先	法 人 の 利 益 に 係 る 事 項, 事 務 の 適 正 な 遂 行 に 係 る 事 項	2 号 イ, 6 号	理 由 ① 及 び 理 由 ②
			4 0	件 名 の 下 の 1 行 目 不 足 し 3 行 目			
			4 1	「 記 」 の 下 の 1 行 目 不 足 し 1 2 行 目			

	1 6	事案の概要がわかる文書	4 2	日付	意思形成過程等に係る事項，事務の適正な遂行に係る事項	5号，6号	理由②及び理由③
			4 3	件名	法人の利益に係る事項，意思形成過程等に係る事項，事務の適正な遂行に係る事項	2号イ，5号，6号	理由①ないし理由③
			4 4	本文の全部			
	1 7	指導・助言に関する通知文書	4 5	文書番号及び日付	事務の適正な遂行に係る事項	6号	理由②
			4 6	文書宛先	法人の利益に係る事項，事務の適正な遂行に係る事項	2号イ，6号	理由①及び理由②
			4 7	件名の下 1行目ないし3行目			
			4 8	「記」の下 1行目ないし12行目			
	2 2	事案の概要がわかる文書	4 9	右上の囲みの記載内容の全部	意思形成過程等に係る事項，事務の適正な遂行に係る事項	5号，6号	理由②及び理由③
			5 0	件名	法人の利益に係る事項，意思形成過程等に係る事項，事務の適正	2号イ，5号，6号	理由①ないし理由③
			5 1	本文の全部			

					な遂行に係る事項		
2 3	同上	5 2	本文の全部	同上	同上	同上	同上
2 5	同上	5 3	右上の囲みの記載内容の全部	意思形成過程等に係る事項、事務の適正な遂行に係る事項	5号, 6号	理由②及び理由③	
		5 4	件名	法人の利益に係る事項、意思形成過程等に係る事項、事務の適正な遂行に係る事項	2号イ, 5号, 6号	理由①ないし理由③	
		5 5	本文の全部				
2 6	指導・助言に関する通知文書	5 6	文書番号及び日付	事務の適正な遂行に係る事項	6号	理由②	
		5 7	文書宛先	法人の利益に係る事項、事務の適正な遂行に係る事項	2号イ, 6号	理由①及び理由②	
		5 8	件名の下 1行目ないし4行目				
		5 9	「記」の下 1行目ないし12行目				
2 7	事案の概要がわかる文書	6 0	右上の囲みの記載内容部分の全部	意思形成過程等に係る事項、事務の適正な遂行に係る事項	5号, 6号	理由②及び理由③	
		6 1	件名	法人の利益に係る事項、意思形	2号イ, 5号, 6号	理由①ないし理由③	
		6 2	本文の全部				

					成過程等に 係る事項, 事務の適正 な遂行に係 る事項		
	28	同上	63	本文の全部	同上	同上	同上
	29	同上	64	1行目及び 2行目	同上	同上	同上
	30	指導・助 言に関する 通知文 書	65	文書番号及 び日付	事務の適正 な遂行に係 る事項	6号	理由②
66			文書宛先	法人の利益 に係る事 項, 事務の 適正な遂行 に係る事項	2号イ, 6号	理由① 及び理 由②	
67			件名の下 の1行目 ないし3 行目				
68			「記」の 下の1行 目ないし 17行目				
文書2	31	同上	69	文書番号及 び日付	事務の適正 な遂行に係 る事項	6号	理由④
			70	文書宛先			
			71	件名の下 の1行目 ないし7 行目			
			72	「記」の 下の1行 目ないし 7行目			
	32	事案の概 要がわか る文書	73	日付	同上	同上	同上
			74	組織名欄 の記載内 容部分			
			75	担当部署 欄の記載 内容部分			
			76	担当者の 氏名			

			7 7	所在地欄の 記載内容部 分			
			7 8	連絡先欄の 電話番号			
			7 9	表中の記載 内容部分の 全部			
3 3	同上		8 0	⑥ないし⑨ 欄の記載内 容部分の全 部	同上	同上	同上
3 4	同上		8 1	契印	同上	同上	同上
			8 2	文書番号及 び日付			
			8 3	文書発出者			
			8 4	件名			
			8 5	件名の下 の 1 行目 ないし 4 行 目			
			8 6	「記」の下 の 1 行目 ないし 1 4 行 目			
		8 7	受付印				
3 5	同上		8 8	本文 1 行目 ないし 2 4 行目	同上	同上	同上
3 6	同上		8 9	契印	同上	同上	同上
			9 0	受付印			
			9 1	文書番号及 び日付			
			9 2	文書発出者			
			9 3	件名			
			9 4	件名の下 の 1 行目 ないし 6 行 目			

		9 5	「記」の下の1行目ないし14行目			
3 7 ない し4 0	同上	9 6	本文の全部	同上	同上	同上
4 1	指導・助言に関する通知文書	9 7	文書番号及び日付	同上	同上	同上
		9 8	文書宛先			
		9 9	件名の下の1行目ないし3行目			
		1 0 0	「記」の下の1行目ないし11行目			
4 2	事案の概要がわかる文書	1 0 1	件名の下の記載内容部分の全部	意思形成過程等に係る事項，事務の適正な遂行に係る事項	5号及び6号	理由③及び理由④
4 5	同上	1 0 2	右上の囲みの記載内容部分の全部	同上	同上	同上
		1 0 3	件名	法人の利益に係る事項，意思形成過程等に係る事項，事務の適正な遂行に係る事項	2号イ，5号及び6号	理由③ないし理由⑤
		1 0 4	本文の1行目ないし33行目			
4 6 ない	指導・助言に関する	1 0 5	文書番号及び日付	事務の適正な遂行に係	6号	理由④

し 5 8	る通知文 書			る事項		
		1 0 6	文書宛先	法人の利益 に係る事 項, 事務の 適正な遂行 に係る事項	6号	理由④ 及び理 由⑤
		1 0 7	件名の一部			
		1 0 8	件名の下の 1行目ない し5行目			
1 0 9	「記」の下 の1行目ない し7行目					
5 9 ない し 6 2	同上	1 1 0	文書番号及 び日付	事務の適正 な遂行に係 る事項	6号	理由④
		1 1 1	文書宛先	法人の利益 に係る事 項, 事務の 適正な遂行 に係る事項	2号イ及 び6号	理由④ 及び理 由⑤
		1 1 2	件名の一部			
		1 1 3	件名の下の 1行目ない し5行目			
		1 1 4	「記」の下 の1行目ない し7行目			

別表2 開示すべき部分

頁	通番	開示すべき部分
1	1	件名の下の2行目6文字目ないし4行目26文字目及び5行目全て
3	6	件名の下の2行目14文字目ないし3行目末尾
6	12	件名 of 全て
10	21	件名の下 of 1行目32文字目ないし3行目末尾
13	33	件名 of 全て
15	40	件名の下 of 1行目23文字目ないし3行目末尾
17	47	件名の下 of 2行目12文字目ないし3行目末尾
26	58	件名の下 of 2行目4文字目ないし4行目末尾
30	67	件名の下 of 1行目7文字目ないし3行目末尾
31	71	件名の下 of 1行目ないし3行目 of 全て及び7行目 of 全て
34	84	件名 of 全て
	85	件名の下 of 1行目21文字目ないし4行目末尾
36	93	件名 of 全て
	94	件名の下 of 1行目20文字目ないし3行目6文字目
41	99	件名の下 of 1行目4文字目ないし3行目末尾
46ないし 62	107, 108, 111, 112, 113	件名 of 不開示部分 of 全て, 件名の下 of 1行目ないし3行目 of 全て及び4行目3文字目ないし5行目末尾